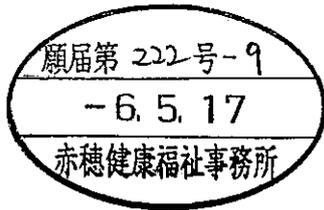


令和6年 月 日

兵庫県西播磨県民局長 殿



兵庫県赤穂郡上郡町駅前95番地

医療法人社団 黒田診療所

理事長 黒田 信稔

連絡先電話番号 0791-52-0235

## 決 算 届

令和5年度の決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

(添付書類)

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書
6. 関係事業者との取引の状況に関する報告書

# 事業報告書

(自 令和5年3月1日 至 令和6年2月29日)

## 1. 医療法人の概要

(1) 名 称 黒田内科クリニック

①  財団  社団 ( 出資持分なし  出資持分あり)

②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人

出資額限度法人  その他

③  基金制度採用  基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 兵庫県赤穂郡上郡町駅前95番地

(3) 設立認可年月日 平成 元年 3月24日

(4) 設立登記年月日 平成 元年 3月29日

(5) 役員

	氏 名	備 考
理事長	黒田 信稔	管理者
理 事	黒田 和子	
同	藤森 絢子	
同	西田 絃子	
同	黒田 晃慈	
同	黒田久美子	
監 事	大屋 収	

事業概要

(1) 本来業務

(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	黒田内科クリニック	兵庫県赤穂郡上郡町駅前95番地	一般病床 0床
			療養病床 0床
			[医療保険 床]
			[介護保険 床]

附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

(3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
<input type="radio"/>		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年4月 25日

令和5年度決算の決定

令和6年2月 1日

令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

※医療法人整理番号

法人名 医療法人社団 黒田診療所  
 所在地 兵庫県赤穂郡上郡町駅前95番地

財 産 目 録

(令和6年2月29日現在)

1 資 産 額	328,198千円
2 負 債 額	32,421千円
3 純 資 産 額	295,777千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流動資産	141,231
B 固定資産	186,967
C 資産合計 (A+B)	328,198
D 負債合計	32,421
E 純資産 (C-D)	295,777

千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。  
 土 地 (■法人所有 □賃借 □部分的に法人所有 (部分的に賃借))  
 建 物 (■法人所有 □賃借 □部分的に法人所有 (部分的に賃借))

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

法人名 医療法人社団 黒田診療所  
 所在地 兵庫県赤穂郡上郡町駅前9 5 番地

損 益 計 算 書  
 (自 令和5年3月1日 至 令和6年2月29日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	227,208
2 事業費用	224,367
本来業務事業利益	2,841
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事 業 利 益	2,841
II 事業外収益	2,572
III 事業外費用	1
経 常 利 益	5,412
IV 特別利益	0
V 特別損失	4,525
税引前当期純利益	887
法 人 税 等	310
当 期 純 利 益	577

千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

# 監 事 監 査 報 告 書

医療法人 社団 黒田診療所  
理事長 黒田信稔 様

私は、医療法人社団黒田診療所の会計年度（令和5年3月1日から令和6年2月29日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

## 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年4月6日

医療法人社団黒田診療所  
監事 大屋 収

法人名 医療法人社団 黒田診療所  
 所在地 兵庫県赤穂郡上郡町駅前9.5番地

※医療法人整理番号 

--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産 総額 (千円)	事業の内 容	関係事業 者との関 係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業 者との関 係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

上記関係事業者等との取引はありません。

該当なし